



楓の誉

R5.11.6(第7号)
文責: 瀧上 佳宏

オープンイズベスト

十一月になりました。今回の学校便り(第七号)は、十月中に発行するつもりだったのですが、私(校長)は現在、訳あって大変多忙であり、十一月に入ってしまった。

ところで、残念なことですが、先月、県立高校の部活動内で重篤ないじめ事案があったことが、ニュースや新聞等で報じられました。事案そのものはずいぶん前に起きたのに、なぜ今となって公表されたのか? 理由は明白です。文部科学省が毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(以下、「問行調査」)の令和四年度の調査結果が、この時期に公表され、「いじめの重大事態」の集計結果で、本県公立高校の枠に数値が計上されるからです。当然、マスコミは「この数値はどういうことか?」と追求するでしょう。その際、もし「それは内緒」と答えたなら、「隠蔽体質」と叩かれることは必至です。つまり、県教委は今回、「非公表に耐えられない」と判断し、問行調査の結果公表に併せて、本事案を公表したということ。

私がなぜ、こんな裏事情に詳しいかという点、それは以前の学校便りでも触れていたように、当時は高校教育課(現在は学校安全安心推進課)内に新設された「いじめ防止対策班」の業務に従事していたからです。今回の県立高校のいじめ事案の記者会見でも、表に出る部長級・課長級の上司の後に、黒子のように控

えている職員がいましたよね。そうです。この仕事を当時の私はしていました。中身的にはここに書けないことばかりなので、この辺で止めておきますが、決して「楽しい」とは思えない仕事だったのは確かです。ただし、その時の経験(教訓)から学び、現在も校長として肝に銘じていることがあります。それは、「オープンイズベスト」です。

国や地方自治体は、法律や条令で「行政機関の保有する全ての行政文書を対象として、誰でもその開示を請求することができる権利」を定めています(情報公開制度)。つまり、開示請求された事柄については、プライバシーに関わる個人情報等、ごく一部の情報を除き、オープンにしなければなりません。逆に言うなら、出先である学校も含め行政機関は、そもそもオープンにできない事柄はやってはいけないということ。ウソをつくのはもってのほかですが、場面や場合によっては、隠す(クローズする)方がベターに思えることがあるかもしれません。しかし、決して「クローズイズベスト」になることはないのです。

学校の情報に対し、保護者や地域住民から開示請求されることは稀でしょう。しかし、保護者や地域住民が、学校でおきていることを知りたいと思っていない、学校教育に関心がないということではありません。むしろ「学校では一体どうなってるんだ!」と思われていることがたくさんあるのではないのでしょうか。それも、今回のような重大事態が発生した場合に限ったことではありません。

本校は開校以来、「オープンイズベスト」のスタンスで学校を経営して参りました。良いことも悪いことも含め、普段からできる限り学校の情報をオープンにしておく。この姿勢が教育の活性化につながると思っています。

熊本県人権子ども集会の体験・活動報告

熊本県人権子ども集会は、部落差別問題(同和問題)をはじめとする様々な人権問題を自らの課題として捉え、お互いの人権を尊重する態度の育成に向けた取組が推進されることを目的としています。以前はパークドームに参集して開催されていた同集会も、ここ数年はオンラインでの開催となりました。新型コロナウイルスの制限は緩和されましたが、県内全ての小・中・高校の児童生徒が参加でき、その学習効果も高い点などが勘案され、今年度もオンラインによる実施となりました。

その際、体験・活動報告をする学校として、本年度は合志楓の森小学校・中学校が選ばれました。そして、夏季休業前から両校で製作を進めてきた報告ビデオが、十月二十四日から来年一月三十一日まで、インターネットの限定ページで視聴できるようになっています。

本校では、十月二十七日(金)の七校時に一斉に視聴しました。ビデオに出演したのは生徒会執行部役員や人権委員会の生徒等ですが、ハンセン病問題学習を中心としたこれらの内容は、全生徒が体験や活動を通じ学んできたことそのものです。生徒たちはその意義や価値を再認識することになり、また全県下で放映されるのことに、「楓の誇り」を感じた生徒もいたのではないかと思います。なお、保護者の皆様にもご視聴いただく機会を持ちたいと考えているところです。



体験・活動報告のビデオから



学校HPの
QRコード